

## 第7回藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会回答一覧(委員別)

第6回藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会での審議を踏まえて修正した「藤沢市民会館等再整備基本構想に関する提言」について、本検討委員会で次のとおりご意見がありました。

	委員名	ページ	項目	該当箇所	ご意見
1	川村委員	8ページ	⑤安全安心を支える拠点	「◇」の1つ目	「災害対策の役割」を「災害対策拠点としての役割」に改めることが適当と思われる。
2	川村委員	9ページ	5基本構想策定についての意見要望	リード文 2段落目	「基本計画等の」を「基本計画作成等の」に改めることが適当と思われる。
3	川村委員	9ページ	【施設計画の具体化について】	「・」の3つ目	「市民オペラ」の公演に配慮したを「市民オペラ」の公演に最もふさわしいに改めることが適当と思われる。
4	間瀬委員	7ページ	②みんなの居場所となる拠点	「◆」の1つ目	「屋内・屋内を問わず」の後に「バリアフリーに配慮された」を追記することが適当と思われる。
5	間瀬委員	9ページ	【複合施設運営等のあり方について】	「・」の6つ目	「同時に市民の心のランドマーク」を「市民共通の心のより所」に改めることが適当と思われる。
6	間瀬委員	9ページ	【適正な施設規模について】	「・」の1つ目	「施設のレベルが下がる」について、違った表現を考えてほしい。
7	中島委員	3ページ	(3)検討概要		提言書には、検討委員会が検討対象とした区域が示されていません。 検討対象区域が図面によって明示される必要があると考えます。
8	中島委員	9ページ	意見要望		検討委員会では市が検討している10施設を前提としてそのあり方を検討していく役割であることはもちろん理解し、合意しているが、実際に各施設の規模や組み合わせを具体的な対象区域の中で検討を進めていくことで、市としては、改めて諸条件を満たした上で10施設を複合させることができるのか、適当なのかという議論に立ち戻るフィードバックプロセスを設けてしかるべきだと考えます。 これまでの議論も踏まえると、【適正な施設規模について】において、「当該検討対象区域における適正な施設規模に関する検討の今後の進捗に応じて、複合化すべき施設の種類や数についても継続的に検討していくようにして下さい」くらいは入れてもいいと思います。
9	飯田委員	10ページ	【事業手法について】	「・」の1つ目	「運営を行うこととなるため」の後に、「市民参加による基本理念の実現に向けて」を追記していただきたいと考えます。  本検討委員会第6回の議事録記載の私の発言のとおり反映いただきたいと思います。 ・議事録 「PPP等そのものを悪いと言いたいわけではありません。あくまで一つの手法であり、どう使うか、何を成し遂げるために使うかが重要です。そこには基本理念を市民とともに実現することが重要で、それが大きい民間が入ってくることによって排除されてしまうのではないかと懸念があると思います。こういった手法を使うことを否定するものではなくないですが、何を成し遂げたいのか、そこに市民がちゃんと入るか、ということを主張していきたいところだと思います。」

	委員名	ページ	項目	該当箇所	ご意見
10	黒川委員	9ページ	【複合施設のあり方について】	「・」1つ目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会では、10施設の複合化が必要という認識で一致したのではなく、川村委員長がまとめられたように「市の方針であり、上位の関連計画であることから外せない」と理解したのだと思います。</li> <li>・その上で、前回の検討委員会では、中島委員から、複合化が上位の関連計画から考えて外せない前提とするならば、そのビジョンを市が示したうえで議論すべきではないかという指摘があり、私もそれに賛同しました。</li> <li>・その観点から言えば、「今後の複合化に最適なそれぞれの在り方を十分検討してしてください」では、その意図が伝わりません。</li> <li>・「市は複合化にあたってそのビジョンを示した上で、あらためて各施設の機能連携と運営についての内容を明らかにし、議論の場を設けて検討してください」と表現すべきではないでしょうか。</li> </ul>
11	黒川委員	9ページ	【適正な施設規模について】	「・」1つ目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「重複が予想されるスペースについては」というセンテンスの存在によって、その後続く文章がこのセンテンスにかかっています。このセンテンスを削除し、「～各機能の連携が必要となるなかで、全体として効率的かつ効果的なサービスを～」と繋げた方が、意味は通じます。</li> <li>・重複が予想されるスペースが何を意味するか、またそれをどう判断するかについても、検討委員会での議論は尽くされていないと思います。</li> </ul>
12	黒川委員	10ページ	【事業手法について】	「・」2つ目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文脈の中で、「市民や利用者」と「民間事業者」を同列に置いて、事業を作り上げていくことの「適否を検討する」というのは語句の整理が少し乱暴ではないでしょうか。</li> <li>・「市民や利用者」が、事業手法について意見や要望を述べたり事業参画したりするのは、施設をより有効に活性化させるためには重要であり、それに耳を傾けるのは行政の責務だと考えます。一方、民間事業者に対して一定の制限を設けるのは、それが営利活動であり、ときに公共的な側面を阻害する危険性があるからでしょう。こうしたことから両者を同列に論じるべきではないと考えます。</li> <li>・また、「適否を検討する」は、「任せるか、自力でやるか」で、中間がないようにも読み取れます。</li> <li>・個人的には、民間事業者と事業を進めること自体に反対ではなく、両者の契約内容や計画・工程が市民から見てブラックボックスにならないように透明性をもって進められるべきだと考えます。</li> <li>・したがって、「事業手法として、民間事業者と公共がともに事業を創り上げていくことについて、情報公開しつつ市民参加のもとに検討を進めてください」と変えていただきたいです。</li> </ul>